

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月27日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 理事との継続的な取引について、定期的に見直しを行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示すべきところ、地域福祉事業拠点区分及び成年後見事業拠点区分の貸借対照表中、リース債務がマイナスの金額で計上されていた。</p> <p>これは、利息の端数に伴う処理が原因であると推察されるところ、計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示すること。 (会計省令第2条の2)</p>	<p>利息の端数に伴う処理が原因であるため、計算書類に記載する金額を令和5年度会計で是正を行った。</p>
2	<p>介護保険事業拠点区分事業活動計算書について、器具備品の取得に充てられた補助金及びこれに相当する国庫補助金等特別積立金積立額(452,000円)がサービス活動増減の部に計上されていた。</p> <p>については、国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行うこと。 (運用上の取扱い10)</p>	<p>令和5年度以降から国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上する。</p>